

# 荒川下流ミズベリング社会実験（I期）募集要項

## 1. 趣旨

河川の占用主体は、河川法において地方公共団体等の公的機関に限定されていたが、平成23年に「河川敷地占用許可準則」（以下「準則」という。）が緩和され、全国の河川において地域のニーズによる民間事業者の活動が可能となった。荒川下流域においても各地域において水辺の魅力あふれる活用が検討されているところであるが、具体的な活動には至っていない。そのため、民間事業者等による活動を行う社会実験を実施することにより、準則第4章の「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例」の本格的な適用を見据え、民間事業者等による活動が地域や河川へ与える影響等について検証し、荒川下流域における更なる賑わいの創出を図ることとする。

## 2. 目的

荒川下流域において、民間事業者等による活動により新たな水辺の賑わいを創出する可能性を検証するとともに、河川利用や河川管理への影響等についても検証する。そのため、舟運等により今後更なる賑わいの可能性がある荒川ロックゲート周辺を対象として、一時的に人が集まる機会に合わせ、水辺の賑わいを創出する取り組みを公募し、民間事業者等による活動を行う社会実験を実施する。「荒川下流ミズベリング社会実験（I期）募集要項」（以下「本要項」という。）は、社会実験を実施するにあたり、民間事業者等による活動の条件や手続き等を記載したものである。

## 3. 公募内容

以下の日程、場所において、応募者（民間事業者等）が実施可能である水辺の賑わいを創出する取り組み（飲食店、売店、オープンカフェなど）

- (1) 実施日：平成27年9月19日（土） 延期日：平成27年9月21日（月・祝）
- (2) 実施場所：荒川本川右岸の荒川ロックゲート周辺（別図-1参照）
- (3) 周辺状況：荒川下流河川事務所の主催による「荒川ロックゲート10周年記念イベント（以下「ロックゲートイベント」という。）」（※想定するイベント概要は別紙1参照）を同日、同エリアにて開催予定。

## 4. 応募方法等

- (1) 募集期間：平成27年6月23日（火）～平成27年7月14日（火）
- (2) 応募書類：様式1、様式2
- (3) 応募書類の提出：メール又はFAXで以下の事務局宛に送付すること。  
なお、受領の確認は、事務局から応募者に対して翌日中に行う。

(事務局)

(株) 建設環境研究所 環境防災部 荒川下流ミズベリング社会実験 (I期) 担当

FAX 03-3988-3662

メールアドレス [a-mizube@kensetsukankyo.co.jp](mailto:a-mizube@kensetsukankyo.co.jp)

- (4) 注意事項：「9. 応募者の参加条件について」を熟読し、条件を満たすことを確認の上、応募すること。
- (5) 現地見学等：平成27年6月29日(月)に開催する第3回ミズベリング荒川下流会議で、社会実験エリアであるロックゲート周辺地区の見学や社会実験に関する説明、関係者での意見交換を予定している。参加希望者は平成27年6月26日15時までに、メール又はFAXで事務局へ参加団体名、参加者名、連絡先を連絡すること。

第3回ミズベリング荒川下流会議

- 1) 日時：平成27年6月29日(月) 15:00～18:00
- 2) 場所：荒川ロックゲート管理棟内 会議室

## 5. 審査ヒアリング

応募者を対象にヒアリングを実施する。ヒアリングは応募があった翌々日から7月17日(金)までの間に、応募者ごとに実施する。

- (1) 日時：様式1に記載された候補日を踏まえ、ヒアリングの日時を通知予定。
- (2) 場所：荒川下流河川事務所内 会議室
- (3) その他：応募した取り組みの説明に必要な追加資料がある場合は、ヒアリング時に提出すること。

## 6. 社会実験対象者の選定

様式1及び様式2、審査ヒアリングを基に、「9. 応募者の参加条件について」に記載の条件に合致する応募者から、社会実験対象者を選定する。「9. 応募者の参加条件について」に記載の条件に合致する応募者が多数の場合は、「10. 選定における審査項目」により実施可能な団体数となるよう選定する。

選定結果については、7月24日(金)ごろに応募者へ電話にて連絡するとともに、荒川下流河川事務所のホームページにて、選定された応募者名とその取り組みの概要を公表する。

## 7. 実行委員会の開催

選定された社会実験対象者（以下「対象者」とする。）を委員とする実行委員会を設置、開催する。この実行委員会は、対象者間の具体的な調整や会場の環境整備手法の検討、関係機関との調整など社会実験である取り組みの円滑な実施を目的としている。対象者は、実行委員会の設置会となる第1回会議に必ず参加すること。

### 第1回荒川下流ミズベリング社会実験（I期）実行委員会

- (1) 日時：平成27年7月下旬予定（対象者に別途通知）
- (2) 場所：荒川ロックゲート管理棟内 会議室
- (3) 概要（予定）：委員（対象者）による取り組み内容の説明、実行委員会委員長の選定、今後の委員会方針等

## 8. 事後ヒアリングの実施

社会実験対象者へ事後ヒアリングを実施する。

- (1) 日時：平成27年9月下旬～10月上旬予定（対象者に別途通知）
- (2) 場所：荒川下流河川事務所内 会議室

## 9. 応募者の参加条件について

- (1) 本社会実験に応募する水辺の賑わいを創出する取り組みを行える事業者等であること。
- (2) 本社会実験の趣旨、目的を理解の上、「11. 取り組みの実施条件について」を厳守し、実施することができる事業者等であること。
- (3) 実行委員会の委員となり、委員会に出席することに同意する事業者等であること。
- (4) 応募に関する費用を負担することに同意する事業者等であること。
- (5) 本社会実験に応募する取り組みが公序良俗に反しない事業者等であること。
- (6) 「民事再生法」「会社更生法」に基づく手続きを行っていない事業者等であること。
- (7) 本社会実験に応募する取り組みが法令等の規定により許認可等を必要とする場合は、許認可等の条件となる免許を有している事業者等であること。
- (8) 自己または、自己の役員等が、次のいずれかに該当しないものであること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体である者
  - (イ) 役員等が暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。)若しくはこれに準ずる者(以下「暴力団関係者」という。)であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与している者

- (ウ) 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしている者
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

## 10. 選定における審査項目

- ①荒川下流域の水辺の賑わいの創出について
- ②荒川下流域の地域活性化について
- ③荒川下流域の水辺における、社会実験実施後の実現可能性について
- ④水辺における過去の実績について
- ⑤荒川下流域近隣への地域貢献性について
- ⑥ロックゲートイベントへの協力について

## 11. 取り組みの実施条件について

- (1) 対象者は、荒川下流河川事務所長（以下「公募者」という）の指導監督に服すること。
- (2) 対象者による取り組みが関係法令に違反し又は応募内容に背馳し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他公益上やむを得ない必要がある場合には、公募者は、取り組みを取りやめさせることがある。
- (3) 対象者は、設備（工作物）の設営又は取り組みが原因し、河川管理施設を損傷したときは、すみやかに公募者に届け出て、その指示に従うこと。また、設備（工作物）の設営又は取り組みが原因し第三者に損害を与えた場合は、対象者が解決にあたること。
- (4) 対象者は、設備（工作物）の設営の実施方法及び工程について、8月28日（金）までに公募者に書面で届け出ること。
- (5) 取り組みが終了した後、公募者は、河川管理施設を現状に回復する等、河川管理上必要な措置を指示することがある。対象者は、当該原状回復終了後、公募者の検査を受けること。
- (6) 対象者は、責任者や窓口等連絡体制を公募者に届け出ること。
- (7) 対象者は、環境整備（仮設トイレ・ゴミ箱設置・案内看板設置等）に取り組むこと。

- (8) 対象者は、取り組みの実施に係わる自らのリスクが担保できる保険に加入すること。
- (9) 対象者は、取り組みの実施に係わる調整及び施設等の設置・撤去、維持管理、光熱水費、広報費等の費用を負担すること。
- (10) 対象者は、特に緊急性を要する場合、公募者による利用や撤去を認めること。  
また、この場合の公募者による補償は行わない。
- (11) 対象者は、近隣に対して、騒音や視線、照明、衛生等の配慮を行うこと。
- (12) 対象者は、騒音防止策として、必要に応じて防音壁等を設置すること。
- (13) 対象者は、近隣による苦情等の場合は、責任と誠意を持って速やかに対処すること。
- (14) 対象者は、衛生的な環境の確保のため、事業により発生したゴミは適切に処分すること。
- (15) 対象者は、社会実験の効果を検証するため、事後ヒアリングに参加すること。  
(活動内容や環境整備等の実施状況、利用者数等の報告等)
- (16) 対象者は、参加にあたり実行委員会・関係者・地域との調整を行うこと。  
(活動の設置位置・大きさ、営業の時間や期間、周辺環境への配慮策等)
- (17) 各種法令を遵守し、警察、保健所、消防等の調整も別途行うこと。

## 12. 問合せ先

国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所 地域連携課

ミズベリング社会実験担当

〒115-0042 東京都北区志茂 5-41-1

TEL 03-3902-8745

荒川下流ミズベリング社会実験(1期) 位置図



実施場所



荒川ロックゲートエリア



高水敷エリア



リバーステーションエリア



## 荒川ロックゲート10周年記念イベント

荒川ロックゲートは、水位の異なる二つの河川を行き来するための施設で、荒川と江東内部河川を結び、荒川と隅田川に挟まれた「江東デルタ地帯」への両方向からの水上交通を確保し、災害時においては、救援物資や復旧資材の運搬、被災者の救出など災害復旧活動の支援が可能となり、平成17年に完成しました。

この防災上、重要な施設である荒川ロックゲートの機能と、東京低地帯の現状を把握していただくため、荒川ロックゲート完成10周年を記念し、通船体験や照明・排水ポンプ車展示などを併せたイベントを開催します。

実施内容
①防災、建設系車両等の展示 (照明車、排水ポンプ車等) ②荒川ロックゲート管理棟見学及び開門操作実演 ③荒川ロックゲートギャラリー (写真、パネル展示) ④荒川ロックゲート通船体験 (小松川RS～ロックゲート～番所橋) (あらかわ号等)



通船体験



照明車、排水ポンプ車

平成27年 月 日

## 応募申請書

荒川下流河川事務所 様

【申請者】所在地

団体名

代表者名

印

募集要項を了承し、参加条件を満たしているため、荒川下流ミズベリング社会実験（I期）に応募します。

応募書類に関する問い合わせ先

所属、役職	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

審査ヒアリングの希望日

第1希望	月 日 : ~
第2希望	月 日 : ~
第3希望	月 日 : ~

※応募した翌々日から7月17日(金)までの平日13:00~18:00の間で記入して下さい。



### 応募者概要説明書

1. 所属及び担当部署	
2. 所在地	
3. 事業概要	
4. 従業員数	
5. 過去の水辺における賑わいを創出した取組の内容	
6. 社会貢献の主な実績	

### 応募する取組みの計画書

1. 取組みのジャンル	1. 飲食    2. 売店    3. オープンカフェ    4. その他(    )	
2. 取組みの具体的な内容		
3-1. 活動時間 準備・撤去含まず	9月19日(及び9月21日) __: __ ~ __: __	
3-2. 活動時間 準備・撤去含む	9月19日(及び9月21日) __: __ ~ __: __	
4. 希望活動エリア	1. ロックゲートエリア    2. 高水敷エリア    3. リバーステーションエリア 4. その他(    )	
5. 実施体制	検討準備__人	当日の現場対応者__人
6-1. 設置・撤去計画 (搬入・搬出方法)	機材(    )の搬入方法 機材(    )の搬出方法	
6-2. 設置・撤去計画 (配置サイズ等)	設置する工作物(    ) サイズ(    ) 外 観(    )	
7. 今後取組みの展開イメージ		
8. ロックゲートイベントへの協力		
9. その他 取組みによる地域活性化、地域貢献、アピール等		